

# TPP問題と日本の農業

東京大学社会科学研究所教授 中川 淳司

今日のテーマはTPPであります。環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership）の頭文字をとってTPPと呼ばれます。これは自由貿易協定（FTA）の一種ですが、FTAの中でも日本の場合は単に貿易や投資のことだけを扱うものではありません。相手国との経済連携を強化するという意味で、経済連携協定（EPA）と呼んでいます。日本はこれまで15のEPAを結んでいます。TPPもその1つになります。

このTPPの交渉は2010年3月から始まり、6年目に入るところです。日本は当初、TPP交渉に参加するかどうかで国を二分する論争がありました。最終的に現在の安倍内閣になって2013年の夏、途中から交渉に入りました。現在、アジア、太平洋両側の12か国が参加して交渉しています。韓国は、2013年11月に交渉参加を表明しました。そのほか交渉に参加したいと意向表明した国がタイ、フィリピン、台湾、コロンビア、コスタリカ、ラオス等の国で、さらに増える可能性があります。

## WTO交渉の行き詰まりと自由貿易協定加速の理由

今日は、TPP交渉の背景や、その意味合いについて、少し大局的なお話をしたいと思います。世界の貿易ルール、投資ルールに関してこの20年ぐらいの間に非常に大きな変化が起こっています。

その1つは、WTO（世界貿易機関）で進められている多角的貿易交渉がうまくいっていないためです。WTOでは、161の国が一堂に会して貿易自由化を2001年11月から交渉を始めましたが、14年たってもまだ終わっていません。その理由は161か国の中で影響力のある国は先進国のアメリカとEU、それから新興国のインド、ブラジル、中国ですが、利害の対立があり、うまく折り合いをつけていくことができないからです。

もう1つの重要なポイントは、WTOが動かない中で、自由貿易協定（FTA）を通じた貿易・投資の自由化

が進んでいることです。推移を見ると95年あたりからどんどんFTAが増えていきました。

しかし、この説明だけでは意味合いを正確に伝えることができないと思っています。WTOでもFTAと同じことを決めているのですが、FTAはWTOよりもさらに踏み込んだ内容を決めています。特にWTOXというのは、WTOでは扱っていないテーマでもFTAでは扱っていることを示しています。

最近のFTAはそういうWTOもカバーしている領域に加えて、政府調達や自由化や投資の自由化も目指しているし、ルールをすごく広く扱っています。全体として見ると、企業が貿易や投資、海外でビジネスをする上で必要と考えられるようないろいろなビジネス環境を整備する内容を扱っています。

## 進むサプライチェーンのグローバル化

背景には、世界のビジネスの変化があります。サプライチェーンのグローバル化、国際分業が非常に進んだことが1990年以降の特長です。

一国内である物をつくり外国に売るのは伝統的な国際分業ですが、今はその生産工程が各国に分散しています。その例として、これがボーイング787のサプライチェーンですが、パーツは豪州、カナダ、韓国、日本、それから欧州の企業が担当しています。同じことはスマートフォン、自動車、食品加工、衣類など、製造業全般に見られます。

ざっくりしたことで申し上げますと、今、行われている貿易の3分の2、70%ぐらいは部品のような中間財貿易だと言われています。今の貿易のトレンドは、グローバル・サプライチェーンを通じた貿易です。

そのことは、FTAが深い統合を目指していることと、大いに関係があります。供給網をグローバル化する上では、生産体制は各国に分散しています。投資もあります。そこで、製造工程から次の製造工程につない

## 中川 淳司 (なかがわ じゅんじ) .....

### 略歴

平成2年 東京工業大学工学部人文社会群助教授  
平成7年 東京大学社会科学研究所助教授  
平成12年 東京大学社会科学研究所教授、現在に至る

平成5年 ジョージタウン大学ローセンター客員研究員  
平成6年 ハーバード・ロースクール客員研究員  
平成10年 デンバー大学国際関係大学院客員教授  
平成18年 タフツ大学フレッチャースクール客員教授  
平成26年 ベルリン自由大学客員教授 などを歴任

### 主な著書

WTO—貿易自由化を超えて— [岩波書店 平成25年]  
経済規制の国際的調和 [有斐閣 平成20年]  
資源国有化紛争の法過程 [国際書院 平成2年]



でグローバルな生産ネットワークをうまく回していくための政策が必要になります。

1つはサービス・リンク・コスト。それをいかに低コストで行うか。もう1つはそれぞれの工程の生産コストを一番安くするにはどうしたらいいか。そのために必要な施策、関税撤廃であるとか、通関手続きが迅速かつ効率的にできる貿易の円滑化とか、決済を全て電子取引で行うインフラ整備とかの政策は、FTAでカバーされています。

しかし、供給網のグローバル化に対してFTAで対応することには、大きなミスマッチがあります。FTAは、2国間の協定ですから、例えば10か国でサプライチェーンを展開しているボーイングのようなケースで円滑に回していくためには、10の国との間でFTAを結ぶ必要があるわけです。

2国間の交渉で頑張ってFTAを結んだとしても中身が同じになる保障はありません。交渉事ですから、どこか違ってきます。そうすると、供給網全体をカバーしているネットワークのFTAの中身が、ずれることでうまくいかないケースが出てきます。ビジネスはシームレスな環境を要求しますが、FTAが2国間で結ばれている限り、それが実現できません。

そう考えると、TPPは非常に重要だとよく理解いただけたと思います。以下に3つの理由を挙げました。

1つ目は、TPPは12か国が参加して交渉しているFTAですが、さらに拡大していく可能性があること。中国もTPPについては、重大な関心を持っていて、検討中と言っています。日本の企業は中国にたくさん進出して生産を進めています。中国も加えた、アジア全域をカバーするようなTPPができると、その効果は非常に大きいことがわかります。

2つ目はTPPの中身ですが、交渉をリードするアメリカはTPPを21世紀のFTAのモデルにしていると言っています。

それからもう1つ、他の広域FTAへ大きな影響を持

つという点です。アメリカとEUの間で合わせると、29か国が参加する環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP) というFTAの交渉が行われています。日本とEUも、経済連携協定の交渉をしています。また、ASEAN10か国に日本、中国、韓国、ニュージーランド、豪州、インドの16か国が加わった東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) の交渉が行われています。さらに、日本と中国、韓国3か国の間で、FTAの交渉が行われているのです。その中では、TPPが一番、妥結に近い状態で今年の11月には交渉がまとまって、署名に至るのではないかと予想しています。そうすると、TPPの交渉に参加している国では他の広域FTAでも、中身をすり合わせ、同じような形にしていこうというインセンティブが働きます。

交渉の見通しですが、いよいよ交渉は最終段階です。アメリカでは大統領貿易促進権限 (TPA) 法案が議会を通過し、TPA法が成立しました。アメリカの議会が大統領、政府に貿易交渉を委任して交渉権限を与え、事実上、無修正で認めることを約束するものですが、今、大統領は貿易促進権限を持っている状態です。

大筋合意となれば、交渉参加国は協定の条文の内容を詳細に点検して固める作業をします。今年11月にAPEC首脳会議がマニラですが、この会議にはTPP交渉参加国が全て参加しますので、そこでTPPの署名に至るのではないかと思います。その後、TPPが効力を発生するには、各国がそれを持ち帰って国内手続きを行う必要があります。そういう対応をし、国会承認をした上で、批准となります。早ければ来年の夏ごろ、恐らく来年末から再来年の初めにかけてTPPが発効するだろうと思っています。

## 未解決の3分野— 知的財産権、競争政策、投資

交渉分野は1から29までこんなにいろいろあります。

ここで赤字書きにしてあるのは、既にほぼ交渉が終わっていて、条文も内容も固まっているものです。その他を全体交渉と2国間協議に分けてあります。全体交渉では、知的財産権、競争政策、投資の3分野でまだ政治決着が必要な部分があります。

知的財産権に関しては、アメリカは医薬品が製薬メーカーの利害がからんでいるため、治験データについてなるべく長く非公開にしたいと要求しています。これに対して、豪州、ニュージーランドなどが強く反発していると聞いています。

また、競争政策分野では、国有企業に優遇を与えてはいけないとアメリカは主張しています。ただしアメリカは、例外としていくつかは認めてもいい。その例外をどのぐらい認めるかの交渉が行われている段階です。

投資に関しては、投資家対国家の紛争解決、適用除外を認めるかどうかの問題が残っています。

さて、TPPは最終的にどういうことが合意されるかですが、これがまだよくわかりません。交渉中のことなので、一切情報は出さないことになっています。ただし、私は公表されているデータを使うと、かなりの正確さで内容を予測できるのではないかと考えています。

## 「TPPで自由化はどこまで達成されるのか」

それでは、TPPは貿易・投資の自由化について、どこまで達成できるのか。ここでは、後でお話する日本の農業への影響という点からも重要なポイントが含まれますので、注意してお聞きください。

TPPの29までの構成のうち、赤でつけたのが貿易・投資にかかわる中身です。まず市場アクセス。これは関税を削減したり、撤廃したりすることです。伝えられるところでは、日本の場合でいうと、品目ベースで関税をゼロにするものが9,000ぐらいあります。

そのうち95%については即時撤廃をします。それ以外は、10年とかそれ以上の期間をかけて下げていく。最終的にはほぼ例外なく自由化するのが、TPPが掲げてきた方針です。ここで自由化率が何%になるのかは1つのカギです。それでは除外品目はどれか。除外した品目について、無税の輸入枠を認めるかどうか、関税割当を修正しながら維持するとか、特別セーフガードの発動権をどうするとか等が、テクニカルな問題となります。表の左側に日本のEPAの自由化率を挙げておきました。日本のEPAはこれまで、だいたい85~90%の間に収まっていました。

対してアメリカと豪州のFTAを見ると、これは10年前のFTAですが、豪州側は100%、アメリカ側は95%

ぐらい。ただし、将来的に自由化されるものを含めれば99%ぐらいです。諸外国が結んでいるFTAは、非常に自由化率が高いことがわかります。

日本の場合、聖域5品目（米、麦、牛・豚肉、砂糖、乳製品）が効いているわけです。この5品目合計で関税の品目上は586あります。全品目が9,000ぐらいと申し上げましたが、割合でいうと6.5%になります。日本はこれまで、聖域5品目については一切、自由化を約束してきませんでした。このほかさらに国内産業を保護するため自由化の例外にしてきた品目はけっこう多く、そのために日本のEPAの自由化率は85%とか88%にしかならなかったのです。

ところがTPPは、日本に対しても厳しい要求を突きつけています。あまり報道されていませんが、日本も95%のオファー（申し出）を2013年12月には出したと伝えられています。5品目のうち、ある品目は自由化すると提案をしていることになります。

それは大変なことじゃないかと思われるかもしれませんが、これはちょっと仕掛けがあります。5品目の中でこれまで輸入実績がほとんどない品目が200ぐらいあります。例えば加工用の米であるとかですね。それらを全部自由化しますということで、恐らく95%はクリアしたのだと思います。

現行の5品目に関する輸入制限は、非常に複雑です。お米については、ミニマムアクセスの国家貿易分77万tは無税。それ以外は、1kg当り341円という定額関税をかけます。小麦もある量までは無税。それ以上は米と同様にkg当りの関税をかけています。粗糖は関税しかかけていませんが、1kg当たり70円、100円とかそういう額です。牛・豚肉は関税をかけていますが、ややこしい内容になっています。

バター、脱脂粉乳、ナチュラルチーズ、プロセスチーズは乳製品ですが、関税割当という言葉が出てきますが、ミニマムアクセスとして政府が一元的に輸入。ただし、それに国内価格に応じた差額をマークアップ（輸入差益）として上乗せして国内販売されます。

例えば、政府は輸入した米を国内に販売しますが、その値段は国産の同種の米と変わらない。それで国内の生産者は困らないという形になっています。

政府も上乗せ分は儲かるわけで、その差益を国内農家の補助金の原資にしています。米の場合は77万t入れるが、そのうち10万tは主食用です。ただしその10万tはマークアップを上乗せした価格なので、国内生産者はそう困らない状態です。ミニマムアクセスを超える関税率は、1kg当たり341円ですから、かなりの額になり、実際にほとんど輸入実績がありません。

粗糖の価格調整制度というのがありました。粗糖を輸入する製糖メーカーから1kg当たり70円ぐらいで関

税をかけていると言っていました、それでもまだ国内の粗糖より安いのです。そこで、さらにメーカーに対して課徴金を払わせています。その課徴金は国内の生産者に補助金として支給されます。国内生産者は、生産者価格から調整金分をもらって安くできる。その値段が釣り合うような形で価格調整をしています。

豚肉の価格調整制度は、その下にあるようなグラフに示してありますが、非常に安い輸入豚肉については定額のkg当り361円という値段をかけて、それから500円超までの間は差額関税となっています。国内に入ってくる基準価格は、水平になっている部分ですが、この値段でしか入ってきません。そういう意味で人為的な保護措置を取っています。分岐点価格を超えると、4.3%という関税がかかりますが、そんな高い値段の豚肉は生産されていませんので、これもほとんど国内に影響は出ない制度を取っています。

乳製品に関しては、国内需要を国内生産で満たせない部分について関税割当数量として輸入しています。それについては比較的低い税率で輸入しています。しかし、それを超えるものを入れようとすると、2次関税率で非常に高い税率となりますので、入ってきません。生産者を守ると同時に、消費者に対して必要な国内供給だけは確保しなければいけない。こういうことで、非常に複雑な制度になっています。

## TPP交渉で聖域5品目に 大きな影響はない

今後の交渉の行方ですが、米に関してのミニマムアクセス上乗せ枠は、日本は5万t、アメリカは17.5万tを主張していますが、最終的に10万tぐらいで落ち着くのではないのでしょうか。それだけ日本に無税で入ってくるお米が増えますが、マークアップという上乗せ価格で入ります。その結果、国内生産者には、あまり影響はない形になります。

ただし、主食米が10万t増えますから、そのことによって市場価格は少し下がることになります。ただし、日本全体で主食の米は600万tぐらいの規模ですから、まあ、それほど影響はないのかなと考えられます。小麦に関しても同様です。

砂糖については、情報がほとんど入ってこないけれども、ほぼ現状維持でこれ以上の自由化はしない方向で決着しそうです。

牛肉・豚肉については、かなり価格が下がることが予想されます。ただし、TPPが発行して即、そうなるのではなく、10年ぐらい時間をかけて徐々に下げていくことになり、生産者はそれに備えた必要な対策を立てていく必要があります。バター・乳製品に関しては、日本国内の酪農家にとってネガティブな影響はほとん

どないと、私は思っています。

それから、サービス貿易・投資の自由化に関してはTPPが非常にハイレベルの自由化を目指して、そのためにいろいろな仕掛けをしていることだけ押さえておいてください。

政府調達自由化は、市町村にも、いささか関係があるかもしれません。地方政府、あるいは地方政府が購入する商品、サービス、公共事業などの市場を外国の業者にも開放しなければいけない、そういう問題です。WTOで政府調達を自由化しようという協定がありますが、これに入っているのはカナダ、日本、ニュージーランド、シンガポール、アメリカ。そしてWTOの政府調達協定にも加入してなくて、これまでも一切約束していないのが、ブルネイ、マレーシア、ベトナムです。これらの国は、TPPに入ることで、新たに自分たちの市場を開くことを約束すると言われて

います。それから国内規制にかかわる規律として、衛生と植物検疫のための措置（SPS措置）ですが、これは食品の安全基準とか、そういったものです。また、貿易の技術的障害（TBT）とは工業製品の規格だとか、基準認証、そういった部分ですが、これに関してはWTOで国際ルールがあります。それに若干、上乗せするという規定が設けられると思いますが、ほとんどWTO並みのルールしか決まらないと思っています。

知的財産権については、アメリカが医薬品のデータ保護期間の延長を主張しています。商標の保護対象の拡大は、著作権の保護期間の死後70年への延長などです。WTOの現行ルールでは、死後50年までは保護することになっています。アメリカは、それをさらに20年間延長せよと要求しているわけです。

これはなぜかと言うと、アメリカにウォルト・ディズニーという非常に大きな企業があります。創業者のウォルト・ディズニー(1901~1966)が没後50年なのです。50年過ぎると、ディズニーのキャラクターであるミッキーマウスとかドナルド・ダックなどが自由に使えるようになる。そうすると、ディズニーという会社はたぶんやっていけないので、70年。それであと20年したら、また延長してくれと要求するかもしれません。

知的財産権は、ある意味で個人、企業の財産権にかかわることなので、そういう権利を持っている企業、業界はどんどん増やせ、伸ばせと言ってきます。

特許保護期間の延長、医薬品のテストデータの保護期間というのは、まさにそういった問題です。日本は業界全体としては新薬メーカーの声が大きいようで、アメリカと同様に12年間を要求しています。最終的にどういう形で決着するかは微妙で、例えば8年とかそういう形で決着するのではないかと考えています。

独禁法が関係する競争政策についてですが、国有企業に対する補助金、規制上の優遇措置の規制が大きな争点です。国内規制に関しては、そのほか、電子商取引のルールの整備とか、投資保護の原則、投資家対国家の紛争解決の特別の手続きをどうするか。

さらに環境と労働のテーマについては、国際的なルールづくりが焦点です。これまで日本が結んだFTAでは、環境保護や労働などは、ほとんどテーマに上がってきていません。

しかし、アメリカは非常に多様な国でありまして、環境保護でも非常にアグレッシブな市民グループがいるし、労働組合も強いです。アメリカは労働者の利益保護とか、環境保全についてもいろいろなルールを持ってきます。それがTPPのルールになります。21世紀はそういう時代かなと思います。企業の利益と市民の利益と、労働者の利益。そういうものをどうバランスさせていくか。それは日本にとっても新しいルールを学習するきっかけになるのではないのでしょうか。

さらに分野横断的事項というものがあります。アメリカが21世紀のFTAのモデルと売りにしているものです。規制の整合性 (Regulatory Coherence) というもので、これは本当に新しいものです。TPPが初めて言っている中身で、新しい規制を導入する場合、それが従来の規制と矛盾しないかを中央政府でチェックする。そういう機関をつくらうとしています。国の規制のあり方が、ずいぶん透明になっていくことを目指したルールで、そういうものが入る可能性があります。

## 食の安全や国民皆保険制度は守られる

日本にどのような影響を与えるかですが、TPPの中身を2つに分けて考える必要があると思います。日本はすでにWTOの加盟国であり、また15のEPAを結んでいることから、そういったものと同じ中身なら日本への影響はないこととなります。そうではなく、真水の部分で新しく日本がTPPによって負う義務とは何かを見ていく必要があります。ただし、この部分でも、すでに折り込み済みの部分もないわけではありません。

日本はけっこう貿易・投資の自由化もルールのレベルアップをすでにやってきていて、あまり大きな影響はないと見えています。

TPPの定義では、株式民営化の話が出ているかっぽ生命、ゆうちょ銀行も国有企業という扱いになります。

ゆうちょ銀行に関しては、預金限度額を1,000万円から3,000万円にする提案がなされていますが、TPPのルールではそれはやれないというのが原則です。

しかし例外的に、非常に大事な公益にかなった優遇なので、残してほしいと申し立てて認められれば、例外リストに含めることができます。

漁業補償金に関しては、乱獲につながるようなものは一切禁止すると、アメリカが言い出しました。日本の漁業者は零細が多く、さまざまな形で補助金を出しています。漁船の新造船建設に補助金を出し、それによってたくさん魚が取れるようになったら乱獲になる。そういう補助金は認められないという主張です。

これに対しては日本も相当真剣に交渉しました。乱獲を防ぐため、資源保護プログラムを漁業者とよく話し合い相談して決める。そういう資源保護プログラムをやれば乱獲にはならない。それをした上で補助金を出すことは問題ないと主張し、認められました。

ルールに関して影響が大きい知的財産権の問題とかは、総じて日本経済にとって風通しがよくなるような方向なので、問題はないのではないかと考えています。さらに、これまで国内の議論の中で問題があると指摘されてきたものは、あまり当てはまっていませんという話をします。1つは食の安全と安心を守るためのルールや規制、基準について、見直しを迫られる可能性があるとの議論です。さらにTPPは自由貿易だから、食品安全などは軽視するのではないかという話です。しかしWTOの協定上の権利義務、これはSPSと呼ばれていますが、それを尊重するというのがTPPの考え方です。ですから、食の安全と安心を守るためのルールや規制、基準は見直しされません。

また、TPPに対しては日本医師会がずっと反対してきました。アメリカは日本の医療サービス市場、特に病院経営の市場開放を要求してくる。そうなると、日本の国民皆保険、医療保険制度は維持できなくなるとして、TPPに対して強く反対してきましたが、これに関しては心配する必要はありません。医療分野のサービス、市場開放は交渉されていません。また、自由診療をどうするかという公的な医療保険制度のあり方については、交渉の対象外です。

それからインターネットなどで議論されているISDSとかISDとか言っている投資家対国家の紛争の解決条項ですね。これは外国投資家が日本政府に訴えて、日本の規制や制度をやめさせるとか、高い賠償金を払わされる心配があるという指摘です。これは日本の主権を蹂躪するとのネット世論、反対の声が強いのですが、その心配はまずないというのが、専門家の多数意見です。

ISDSは、日本はすでに15のEPA、20ぐらいのBIT (投資協定) で結んでいます。ただしこれは、相手国がいいかげんな投資規制をやった時に、日本企業が相手国を訴えるということで、日本企業の投資保護と

いう意味では非常に使える制度です。逆に日本の規制、制度が外国の投資家から訴えられて、高い賠償金を支払わされることは、まずないと思います。

それから市町村について言うと、政府調達の自由化問題というのがあります。しかし、現状で日本は都道府県と政令指定都市を政府調達の自由化対象としています。それ以外の地方政府は、交渉の対象に一切なっていません。

他方で、日本以外の他の11の締結国にも影響があります。その中に日本にとって重要な貿易相手国、投資先もあります。しかも、これまでしっかりしたFTAを結んでいないマレーシアやベトナム等の国があります。そういったところは、サービス貿易や投資自由化もかなり進むでしょう。日本は国を挙げてインフラ輸出を言っていますが、大きな追い風になります。

## 日本の農産水産品には 輸出拡大のチャンス

一方でTPPを結ぶと、日本の農業が崩壊するのではないかとの議論がありました。しかし、聖域5品目はほぼ守られるというのが、現在の見通しであります。

他方、2013年3月に、農水省で発表したTPPによる農林水産物の生産減少額は3兆円との試算があります。聖域5品目は守れず、国内生産がその分だけ減少するというシナリオですが、その試算の前提条件は5つあります。

1つ目は、関税が即時に撤廃される。2つ目は、価格で競合する国産品は全てゼロになる。3つ目は、競合しない物については入れ替わることはないが、安い物が入ってくることにより、市場全体の流通量は増えるので、価格は下がる。4つ目は、その結果として生産は減少するだろう。そして最後はこれも大事ですが、国内対策を一切、講じないという条件です。私は、これらは取り越し苦労に終わるだろうと思います。

そもそも関税の即時撤廃はまずありえないと申し上げました。それから2番目、3番目、4番目の点もまあ、大丈夫ですという話です。そして国内対策の話ですが、講じる必要があるのは、牛・豚肉、それから若干、酪農あたりでしょうか。米、麦にしてもこれまでの国内対策の延長線上でやればよいと思いますが、3兆円のマイナスということはありえないと考えます。

ただし、傾向的に日本の農業が非常に厳しい状況にあることは間違いありません。そこで、今回は特にTPP、それからWTOといった国際的なルールを使って農林水産品の輸出をどう増やしていくか、そのためにどういうことができるかについてお話しし、それぞれの自治体に持ち帰っていただいて、対策を立てる時のヒントにしていただければと思います。

攻めの農林水産業をどうするかですが、日本の米は安全・安心、高品質です。また和牛、野菜、果物、水産物も海外で高い競争力があります。これをどう生かすか。国際協定を日本の輸出増に活用するポイントは4つあります。

まずTPPで日本の関税も下がるが、ほかの国の関税も下がる点です。TPP交渉に参加している国の品目の中で、非常に高いものを表にしたのがこれです。例えば、メキシコの蒸留酒。メキシコ産のテキーラという蒸留酒は、45%も関税をかけて守っています。日本産の泡盛や焼酎にはチャンスです。

2番目のポイントは、科学的な根拠のない輸入制限措置を止めさせることができます。日本の食品、農林水産品の最大の輸入国は中国です。しかし、東日本大震災、福島原発事故以来、一切の食品と飼料の輸入を止めています。これに科学的な根拠はなく、WTOの協定にもとづき、日本は輸入を認めさせる協議を行っていますが、TPPが実は大きな輸入拡大策になります。

3つ目は、食品安全に関して国際的な基準を獲得することが重要です。「グローバルGAP」というものがありますが、これは農業の生産工程にわたり、安全管理、環境保全等を向上させる工程管理手法のことで、欧州のスーパーマーケット等の業界が自主的に業界基準としてつくったもので、今、世界に広まっています。欧州では、このグローバルGAP承認を取得していないと、輸入できない状況になっています。対象品目は、農産物、家畜、水産養殖ですから、日本が輸出を伸ばそうとしている品目の大半がその中に入ります。

さらにこの承認を取っていると、欧州だけでなく世界中にお墨付きとして輸出できる可能性があります。

最後に地理的表示という制度があります。シャンパンは、シャンパーニュ地方でとれた発泡性ワインを指しますが、「シャンパン」の名前は、シャンパーニュ地方でつくられたもの以外は使えません。特にワインと蒸留酒は非常にルールが厳格です。

しかし、これは日本の農林水産品にとっては使える武器になります。神戸ビーフ、夕張メロン、津軽リンゴ、魚沼産コシヒカリなど、いくらでもあるはずですが。そういった地理的表示を保護する「特定農林水産物の名称に関する法律（地理的表示法）」が今年6月から施行されました。そのマークがあれば、ブランドとして高値で輸出でき、販路開拓につながります。

TPPが日本の農業を破滅させるのではないかという懸念は取り越し苦労で終わりました。今こそ、TPPをテコにして日本から外に打って出る、輸出や海外投資のチャンスと捉えたいと思います。